

令和5年度 三郷町保育実施選考基準

選考基準は次のとおりです。

1. 合計点数の高い世帯に属する児童を優先します。合計点数とは別表（三郷町保育実施選考基準点数表）に基づき算出された基準点と調整点の和のことをいいます。なお、児童の父・母で基準点数が異なる場合は低い方の点数を適用します。
2. 前項において合計点数が同点の場合は、既に保育園等に入園している兄弟姉妹（申請児童入園時に卒園する兄弟姉妹は除く）がいる児童を優先とし、続いて基準点の高い世帯に属する児童を優先とします。
3. 前項において基準点が同点の場合は、保育料算定年度の父・母の合計所得金額の低い世帯に属する児童を優先とします。この場合において、所得に関する申告がない世帯については、合計所得金額が最も高い世帯とみなします。
4. 1から3の選考基準により順位付けし、申込書の「利用希望施設」に記入された施設について次のとおり利用調整いたします。
 - ①第1希望施設に空きがあればその施設に内定となり、なければ②へ。
 - ②第2希望施設に空きがあればその施設に内定となり、なければ③へ。
 - ③以後、全ての希望施設について順に利用調整いたします。
 - ④全ての希望施設に空きがない場合は保留（不承諾）となります。
（保留となった場合、初回選考時のみ「保留通知」にてお知らせいたします。なお、入園希望月の属する年度末まで選考は毎月行います。）
5. ひとり親家庭の加算については、死別・離婚・未婚・離婚調停中でかつ配偶者と別居別生計状態にある場合が対象（事実婚関係の状態にある場合は対象外）となります。ひとり親家庭であることを確認できる書類（戸籍謄本、ひとり親医療証、児童扶養手当証書、離婚申立書等）を提示してください。
6. 転園希望者は4月入園のみ選考を行います。ただし、兄弟姉妹で別々の保育園等を利用している等やむを得ない事由がある場合に限り、年度途中でも転園の申請ができます。また、兄弟姉妹で別々の保育園等を利用している児童の転園申請に限り、4月入園の選考時には優先して選考を行います。
7. 町外保育園等が町内保育園等の希望順位より高い場合は、町外保育園等の結果判明後、その時点での町内保育園等の選考となるため、選考順位は最終となります。
8. 町内小規模・家庭的保育事業は、卒園後も引き続き保育を希望する児童の受け入れ先として連携施設を確保しており、連携施設への入園希望分については調整点15点が加算されます。選考方法は以下となります。

例： 希望施設 第1希望：A保育園（連携施設ではない）
第2希望：西部保育園（連携施設） の場合

- ①第1希望のA保育園について、調整点15点が加算されていない場合の順位で入園可能か利用調整いたします。
- ②第1希望が入園不可の場合、調整点15点が加算された場合の順位で西部保育園に入園可能か利用調整いたします。